

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

一方的に送りつけられた 商品の代金は支払い不要！

「勧誘を断った商品が届き、後から請求を受けた」「身に覚えのない商品が代引で届き、とっさに料金を支払ってしまった」など、送りつけ商法に関するトラブルが発生しています。

トラブルの事例

- 何度も海産物購入の勧誘電話があり、断っていた。しばらく電話を無視していたが、その後、業者から送られたカニの不在通知がポストに入っていた。
- 注文していない健康食品が届いており、「定期購入」と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。

身に覚えのない商品が届いたら

- 特定商取引法が改正され、令和3年7月6日以降、注文していないのに一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。
- 一方的に送られてきた商品は開封・処分しても支払い不要です。
- 送られてきた商品は、家族が注文したものや贈答品などの可能性もあります。まずは落ち着いて周りの人に相談しましょう。
- 支払いをしてしまった場合でも、代金を取り戻せる可能性があります。

不安やトラブルが生じたら、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶

